

「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金」の 申請受付開始について

物価高騰が長期化する中、食材費高騰の影響を受けながらも、サービス維持に向け運営を続けている医療・福祉施設等に対し、応援金を支給します。

ついては、**8月18日（月）から申請受付を開始**することとしましたので、お知らせします。

1 受付期間

令和7年8月18日（月）～9月17日（水）

2 申請に必要な書類

○医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金申請書

※様式を含む支給要綱等は、**8月18日（月）9：00～県ホームページで公開**

○振込先がわかる書類の写し

3 申請書の提出方法

WEB 又は郵送のいずれかの方法による

WEB の場合 (最終日は 17 : 00 まで)	郵送の場合 (最終日の消印有効)
県ホームページ 「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金について」内のリンクから専用ページにアクセス ※専用ページは、 8月18日（月）9：00～公開	〒790-0914 松山市三町三丁目 12-13 伊予鉄三町ビル 1 階 「医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金」事務局 宛

4 お問い合わせ先

医療・福祉施設等食材費高騰対策応援金コールセンター

TEL : 089-907-6510（土日祝日を除く 9：00～17：00）

※8月18日（月）9：00～受付

5 対象施設及び支給単価

別紙のとおり ※審査終了後、順次指定の口座へ振込予定

問合せ先

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局 保健福祉課 政策マネジメントグループ
愛媛県松山市一番町4丁目4-2 ☎ 089-912-2382 担当：森・土居

【別紙】対象施設及び支給単価

支給対象施設は次のとおりです。

所在地が愛媛県内にあり、令和7年8月18日時点で運営中の下表に掲げる施設のうち、令和7年4月から令和7年6月までの毎月又は特定の月に、食材費の全部又は一部を負担し食事を提供した施設

(当該期間において、施設が食材費の負担を一切していない場合は、対象外となります。)

施設区分	施設種別（支給対象施設・サービス種別）	支給単価
医療施設等	〔入所系〕 病院（保険医療機関に限る。）、有床診療所（保険医療機関に限る。）、助産所	3千円/床
児童福祉施設等	〔入所系〕 ファミリーホーム、児童心理治療施設、児童養護施設、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設、乳児院、分園型小規模グループケア、里親	3千円/人
	〔通所系〕 地域型保育事業所、地方裁量型認定こども園、認可外保育施設、保育所、保育所型認定こども園、幼稚園、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、放課後児童クラブ	1千円/人
障がい福祉施設・事業所等 ※基準該当、共生型障害福祉サービス事業所を含む。	〔入所系〕 医療型障害児入所施設、共同生活援助、施設入所支援、短期入所施設、福祉型障害児入所施設、療養介護	3千円/人
	〔通所系〕 児童発達支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)、宿泊型自立訓練、生活介護、放課後等デイサービス	1千円/人
高齢者福祉施設・事業所等 ※医療機関のみなし指定を除く。	〔入所系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活（療養）介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	3千円/人
	〔通所系〕 通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	1千円/人
救護施設	〔入所系〕救護施設	3千円/人

(注) 法令に基づき、国、県又は市町が認可若しくは指定等をし、又は設置若しくは事業開始の届出等を受理したものに限る。